平成２９年（フ）第１４９５号
千葉市花見川区作新台６丁目３番３号　プラチナハイム102号、申立時の住所千葉県市原市惣社４丁目３番地36
破産者　岡崎　祥仁（旧姓元吉）
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１９６号
千葉県八千代市八千代台北15丁目６番７号
破産者　高橋　里奈
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２５０号
千葉県船橋市前貝塚町709番地
破産者　髙橋　範隆
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２６４号
千葉市緑区誉田町２丁目７番地32　レムロード・M　207号
破産者　鳴海友里菜（旧姓杣畑）
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２７６号
千葉市花見川区検見川町５丁目１番地２　サンモールヨコタ102号
破産者　長谷川正幸
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２０３号
茨城県水戸市白梅１丁目８番14号和光ビル２階
破産者　株式会社茨城メディアシステム
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第６７９号
埼玉県春日部市栄町２丁目49番地
破産者　株式会社若月製作所
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第３９号
埼玉県春日部市増富270番地20
破産者　株式会社ＮＡＶＹ
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１３７６号
バユタワー，ＢＴ－10－11，ジャランＳＳ16／１，サウジャナ　レジデンシー，47500スバンジャヤ，セランゴール
破産者　大野　真未
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２１５号
千葉県市原市八幡石塚２丁目５番地７
破産者　小峰　奈美
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２号
千葉県富津市西川243番地の１
破産者　保坂みち子
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第４号
千葉県富津市大堀1821番地20
破産者　山口　尚子（旧姓庭野）
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第３１７号
山梨県甲府市朝気３丁目７番13号
破産者　有限会社ＯＨＡＮＡ．ｎｅｔ
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５２号
長野県岡谷市長地権現町２丁目４番５号
破産者　有限会社ワタナベ塗装
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第５０３６号
大阪府東大阪市中石切町６丁目２番68号
破産者　毛利工業株式会社
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３８０号
大阪市東住吉区南田辺１丁目４番35―503号
破産者　有限会社ＰＯＣ
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５１号
新潟県見附市柳橋町662番地３
破産者　株式会社ｇ－ｐｌａｎ
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第３２２号
愛媛県松山市持田町２丁目５番30号
破産者　東山　秀幸
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５１５３号
東京都江戸川区平井５丁目11番10号
破産者　株式会社富士通商
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４４１号
東京都江戸川区平井４丁目18番25号　千鶴マンション105号室
破産者　中山　正司
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部